

令和6年度 青森県・西目屋村 連携融資制度

西目屋村では、青森県が実施する次の特別保証融資制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

1 青森県「青森新時代」への架け橋資金「創業する事業」

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を実施しています。

西目屋村では、創業資金としてこの制度を利用する中小企業者に対し、県による信用保証料の一部補給後の信用保証料を全額補助します。

- | | |
|---------|---|
| ■対象者 | 次のいずれにも該当する中小企業者 |
| | ・青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（1）①及び②「創業する事業」により融資を受けていること |
| | ・新たに事業を開始しようとする、または事業を開始して1年に満たないこと |
| | ・村内に住所を有する、又は村内に主たる事業所を有すること |
| | ・村税等の滞納がないこと |
| ■対象融資額 | 1,000万円以内 |
| ■対象融資期間 | 7年以内（うち据置期間1年以内） |
| ■補助内容 | 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助 |

※経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。

<実施期間>

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することは可能です。

<お問い合わせ先>

■信用保証料補助に関すること

西目屋村産業課商工観光係 電話 0172-85-2800

■青森県特別保証融資制度に関すること

青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368

Q1 青森県「青森新時代」への架け橋資金「創業する事業」について、融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

<連携融資制度に関するQ&A>

A1 補助対象となる融資は、「融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間7年以内）を希望する場合に、補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、商工中金、あすか信用組合、東日本信用漁業協同組合連合会